

労働基準広報 2022 No.2119

12/11

CONTENTS

特集 フリーランス新法の方向性 ————— 7

一定期間以上の継続的な業務委託に関し 理由なき受領拒否や報酬減額は禁止

(編集部)

●労働判例解説/学校法人 沖縄科学技術
大学院大学学園事件 ——— 20
(那覇地裁 令和4年3月23日判決)
雇止め法理の合理性
契約更新の合理的期待は更新回数など
5つの要素を総合考慮して判断される
(弁護士・新弘江 [光樹法律会計事務所])

●相談です! 弁護士さん ————— 32
相談59「業務委託のつもりだったのに…」
～労働基準法上の労働者性の判断～
形式上は業務委託契約締結していても
労基法上の労働者と認められる場合が
(執筆/弁護士・横山浩之 (北海道合同法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⁴⁶ ——— 46
2階階段から転落、療養の結果、治癒後、
めまいなど発症、再発だと主張
(労働評論家・飯田康夫)

●NEWS ————— 1

- ◆ 労政審「賃金デジタル払い」改正省令案要綱に
答申/金融庁との連携や周知徹底求める意見が
- ◆ メリット保険料不服の検討会開催/事業主
が労災給付要件に審査請求可能かなど検討
- ◆ 雇用調整助成金の特例措置等/12月以降は
特例措置廃止 来年1月までは経過措置
- ◆ 小学校休業等対応助成金・支援金/令和4
年12月からは特例廃止し原則的な措置のみに
- ◆ 労政審・第181回 労働条件分科会/解雇無
効時の金銭救済制度に関する調査結果報告
- ◆ 第82回 中小企業退職金共済部会/付加退
職金の充当額に上限設ける見直し案を検討

- 労務資料 令和3年度 能力開発基本調査結果⁵
～事業所調査⁴～ ————— 17
- わたしの監督雑感 ————— 54
山口・岩国労働基準監督署長 原田泰伸
- 労務相談室だより ————— 56

労務相談室

回答者

社会保険 [短期パートへの社会保険の適用] 雇用期間の判断で留意点は	————— 48	社労士・鈴木麻耶
最低賃金 [賞与を12等分して毎月支給] 賞与と分含め最賃以上ならよいか	————— 50	弁護士・平井彩
労務一般 [マイナンバーカードの作成] 社員に義務化したい	————— 52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内